

市第63号議案

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
の一部改正

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を
改正する条例を次のように定める。

平成26年9月3日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24
年12月横浜市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「保育の実施」を「保育の提供若しくは法第24条
第5項若しくは第6項の規定による措置」に改める。

第17条中「児童福祉施設」の次に「（保育所を除く。）」を加え
、同条に次の1項を加える。

2 保育所は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する
規程を定めておかなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 提供する保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその
額
- (6) 乳児、満3歳に満たない幼児及び満3歳以上の幼児の区分ご

との利用定員

- (7) 施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たつての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害の対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他施設の運営に関する重要事項

第20条第3項中「当該助産」を「当該措置又は助産」に、「又は保育の実施、措置等」を「若しくは保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置」に改める。

第41条中「母子自立支援員」を「母子・父子自立支援員」に、「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改める。

第42条第4号中「及び附則第7項」を削り、同条第7号イの表中

「

建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

」

を

「

- 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号の国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。
- 2 建築基準法第2条第7号の耐火構造の屋外傾斜路

3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

」

に改める。

第44条第2項中「（認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「就学前保育等推進法」という。）第7条第1項の認定こども園をいう。）である保育所（以下この項において「認定保育所」という。）にあつては、幼稚園（学校教育法の規定による幼稚園をいう。以下同じ。）と同様に1日に4時間程度利用する幼児（以下この項において「短時間利用児」という。）おおむね35人につき1人以上、1日に8時間程度利用する幼児（以下この項において「長時間利用児」という。）おおむね20人につき1人以上）」及び「（認定保育所にあつては、短時間利用児おおむね35人につき1人以上、長時間利用児おおむね30人につき1人以上）」を削る。

第49条及び第50条を次のように改める。

第49条及び第50条 削除

第113条第2項中「母子自立支援員、母子福祉団体」を「母子・父子自立支援員、母子・父子福祉団体」に改める。

附則第6項から第11項までを削る。

附 則

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。ただし、第41条及び第113条第2

項の改正規定は、平成26年10月 1 日から施行する。

提 案 理 由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する必要があるので提案する。

参 考

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例

(抜粋)

(上段 改正案
下段 現 行)

(入所した者及び職員の健康診断)

第 15 条 (第 1 項及び第 2 項省略)

- 3 第 1 項の健康診断をした医師は、その結果に関し必要な事項を母子健康手帳又は入所した者の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ入所の措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第 24 条第 5 項若しくは第 6 項の規定による措置の解除又は停止その他の必要な手続を行うことを児童福祉施設の長に勧告しなければならない。

(第 4 項省略)

(児童福祉施設の管理規程)

第 17 条 児童福祉施設(保育所を除く。)においては、次に掲げる事項のうち必要な事項についての規程を設けなければならない。

(第 1 号及び第 2 号省略)

2 保育所は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 提供する保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその

額

- (6) 乳児、満 3 歳に満たない幼児及び満 3 歳以上の幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害の対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他施設の運営に関する重要事項

(苦情への対応)

第 20 条 (第 1 項及び第 2 項省略)

3 児童福祉施設においては、その行った援助に関し、当該措置又は当該助産は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第 24 条第 5 項若しくは第 6 項の規定による措置又は保育の実施、措置等に係る都道府県又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

(第 4 項省略)

(関係機関との連携)

第 41 条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子・父子自立支援員、母子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子・父子福祉団体及び母子福祉団体並びに公共職業安定所並びに必要に応じ児童家庭支援センター、婦人相談所その他の関係機関と密接に連携して母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。

(設備の基準)

第 42 条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。

(第 1 号から第 3 号まで省略)

- (4) 満 2 歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（市長が特に認めた場合にあっては、保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号及び附則第 7 項において同じ。）、調理室及び便所を設けること。

(第 5 号及び第 6 号省略)

- (7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下この号において「保育室等」という。）を 2 階に設ける建物はア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を 3 階以上に設ける建物はイからクまでに掲げる要件に該当するものとする。

(ア省略)

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が 1 以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
		(省 略)
		(省 略)
4 階以上	避難用	<u>1 建築基準法施行令第123条第 1 項各号又は第 3 項各号に規定す</u> <u>建築基準法施行令第123条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段</u> <u>の構造の屋内階段。ただし、同条第 1 項の場合においては、当該</u> <u>階段の構造は、建築物の 1 階から保育室等が設けられている階ま</u> <u>での部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向か</u> <u>って開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第 3 項第 1 号の</u> <u>国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙す</u> <u>ることができるものと認められるものに限る。）を有する付室を通じ</u>

	<p><u>て連絡することとし、かつ、同条第 3 項第 2 号、第 3 号及び第 9 号を満たすものとする。</u></p> <p><u>2 建築基準法第 2 条第 7 号の耐火構造の屋外傾斜路</u></p> <p><u>3 建築基準法施行令第 123 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段</u></p>
--	--

(ウからクまで省略)

(職員)

第 44 条 (第 1 項省略)

- 2 保育士の数は、乳児おおむね 3 人につき 1 人以上、満 1 歳以上満 3 歳に満たない幼児おおむね 6 人につき 1 人以上、満 3 歳以上満 4 歳に満たない幼児おおむね 20 人につき 1 人以上 (認定こども園 (就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (平成 18 年法律第 77 号。以下「就学前保育等推進法」という。) 第 7 条第 1 項の認定こども園をいう。) である保育所 (以下この項において「認定保育所」という。) にあっては、幼稚園 (学校教育法の規定による幼稚園をいう。以下同じ。) と同様に 1 日に 4 時間程度利用する幼児 (以下この項において「短時間利用児」という。) おおむね 35 人につき 1 人以上、1 日に 8 時間程度利用する幼児 (以下この項において「長時間利用児」という。) おおむね 20 人につき 1 人以上)、満 4 歳以上の幼児おおむね 30 人につき 1 人以上 (認定保育所においては、短時間利用児おおむね 35 人につき 1 人以上、長時間利用児おおむね 30 人につき 1 人以上) とする。ただし、2 人を下ることはできない。

第 49 条及び第 50 条 削除

(公正な選考)

第 49 条 就学前保育等推進法第 10 条第 1 項第 4 号の私立認定保育所は、就学前保育等推進法第 13 条第 2 項の規定により読み替えられた法第 24 条第 3 項の規定により当該私立認定保育所に入所する児童を選考するときは、公正な方法により行わなければならない。

(利用料)

第 50 条 法第 56 条第 3 項の規定による徴収金及び就学前保育等推進法第 13 条第 4 項の保育料（以下この条において「徴収金等」という。）以外に保育所が徴収金等に係る乳幼児について提供するサービス（当該徴収金等を支払う保護者等の選定により提供されるものを除く。）に関し当該保護者等から利用料の支払を受ける場合にあつては、当該利用料の額は、当該サービスの実施に要する費用を勘案し、かつ、当該保護者等の家計に与える影響を考慮して定めなければならない。

(支援を行うに当たって遵守すべき事項)

第 113 条 (第 1 項省略)

2 児童家庭支援センターにおいて児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設、民生委員、児童委員、母子・父子自立支援員、母子・母子自立支援員、母子福祉団体父子福祉団体、公共職業安定所、婦人相談員、保健所、福祉保健センター、精神保健福祉センター、学校等との連絡調整を行うに当たっては、当該連絡調整以外の支援が迅速かつ的確に行うことができるように円滑に当該連絡調整を行わなければならない。

(第 3 項省略)

附 則

(第 1 項から第 5 項まで省略)

(特例幼保連携保育所の特例)

- 6 認定こども園の要件を定める条例（平成 18 年神奈川県条例第 65 号）第 3 条各号に掲げる要件を満たす運営を行うために設置後相当の期間を経過した幼稚園（その運営の実績等により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。）と幼保連携施設（就学前保育等推進法第 3 条第 3 項の幼保連携施設をいう。以下同じ。）を構成するように保育所を新たに設置し、又は移転させる場合における当該保育所（以下「特例幼保連携保育所」という。）の保育室又は遊戯室（これらを満 3 歳以上の幼児の保育の用に供するものに限る。）については、当該幼保連携施設の園舎の面積（乳児又は満 2 歳に満たない幼児の保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積及び満 2 歳以上満 3 歳に満たない幼児の保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積を除く。）が次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる面積以上であるときは、当分の間、第 42 条第 5 号の規定を適用しないことができる。

学 級 数	面 積
1 学級	180 平方メートル
2 学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$ 平方メートル

- 7 特例幼保連携保育所の屋外遊戯場については、当該特例幼保連携保育所が構成する幼保連携施設の屋外遊戯場及び運動場の面積が、次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる面積と満 2 歳以上満 3 歳に満たない幼児につき第 42 条第 5 号の規定により算定した面積とを合算した面積以上であ

るときは、当分の間、同号の規定を適用しないことができる。

学 級 数	面 積
2 学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$ 平方メートル
3 学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$ 平方メートル

- 8 特例幼保連携保育所であって、満 3 歳以上の幼児につき第 44 条第 2 項に規定する数の保育士を確保することが困難であるものに対する同項の規定（満 3 歳以上の幼児に関する部分に限る。）の適用については、当分の間、幼稚園の教員免許状を有する当該特例幼保連携保育所が構成する幼保連携施設の職員（当該特例幼保連携保育所の設置又は移転の後に新たに採用された者を除く。）であって、保育士となる資格の取得に努めており、その意欲、適性及び能力等を考慮して市長が適当であると承認したものは、保育士とみなす。
- 9 前項の規定による市長の承認の有効期間は、その承認をした日から 3 年とする。
- 10 前項の規定にかかわらず、附則第 8 項の規定による市長の承認については、当分の間、相当期間にわたり保育士を確保することが困難である場合に限り、その有効期間を 6 年とすることができる。
- 11 附則第 6 項から前項までの規定は、認定こども園の要件を定める条例第 3 条各号に掲げる要件を満たす運営を行うために設置後相当の期間を経過した保育所（その運営の実績等により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。）と幼保連携施設を構成するように幼稚園を新たに設置し、又は移転させる場合に

おける当該保育所について準用する。この場合において、附則第
8 項中「当該特例幼保連携保育所の」とあるのは、「当該保育所
と幼保連携施設を構成する幼稚園の」と読み替えるものとする。